

## 電力供給仕様書

### 1 概要

本業務は本仕様書及び別添「余剰電力売却仕様書」に基づき、鳩ヶ谷衛生センターほか2施設の電力供給について、受注者は戸塚環境センター及び朝日環境センター（以下、「両環境センター」という。）の非FIT余剰電力の一部を自己託送にて供給するとともに、自己託送によるもの以外の電力（以下、「負荷追従電力」という。）については再生可能エネルギー電気を供給するものである。

### 2 仕様

#### (1) 供給場所

鳩ヶ谷衛生センターほか2施設（別紙1のとおり）

#### (2) 鳩ヶ谷衛生センターほか2施設の概要

##### 鳩ヶ谷衛生センター

ア 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 6,000V（公称電圧 6,600V）
- ③ 標準周波数 : 50Hz
- ④ 供給方式 : 1回線方式

イ 契約電力及び予定使用電力量

鳩ヶ谷衛生センターにおける供給開始後の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

##### 戸塚環境センター

ア 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式および蓄熱式負荷設備の有無

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 60,000V（公称電圧 66,000V）
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 60,000V（公称電圧 66,000V）
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 供給方式 : 2回線方式（常用時・予備）
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

イ 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力  
常時電力 : 1,450KW  
予備電力（予備線） : 1,450KW  
自家発補給電力 : -
- ② 予定使用電力量（年間） : 別紙1のとおりとする。（別紙3-1の戸塚

環境センター使用電力量実績と同量とする。)

#### 朝日環境センター

ア 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式および蓄熱式負荷設備の有無

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 60,000V（公称電圧 66,000V）
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 60,000V（公称電圧 66,000V）
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 供給方式 : 2回線方式（常用時・予備）
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

イ 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 常時電力 : 3,100KW  
予備電力（予備線） : 3,100KW  
自家発補給電力 : 1,200KW
- ② 予定使用電力量（年間） : 別紙1のとおりとする。（別紙3-2の朝日環境センター使用電力量実績と同量とする。）

(4) 契約期間

令和8年7月1日午前0時から令和12年3月31日午後12時まで

(5) 電力量等の検針設備、供給地点（需給地点）、電気工作物の財産分界点、その他別紙1のとおり

### 3 料金単価

(1) 自己託送電力

自己託送により供給する電力については下記の表のとおり、単価契約を行うものとする。料金単価は令和8年7月1日午前0時から令和12年3月31日午後12時まで適用される。提案する単価については、様式7-1～7-4に記載すること。

料金名		数量	単位	単価
電力量料金	夏季		KWh/年	円
	その他季		KWh/年	円

※電力量料金の各時間の定義は、余剰電力売却仕様書2定義（5）から（7）に準ずる。

(2) 負荷追従電力（自己託送を除く）

下記の表のとおり、単価契約を行うものとする。提案する単価については、様式7-1～7-4に記載すること。なお、負荷追従電力は、非化石証書を活用し、CO<sub>2</sub>排出係数をゼロとして供給すること。

料金名		数量	単位	単価
基本料金	基本料金		kW/月	円
電力量料金	電力量料金		kWh/年	円
	再生可能エネルギー 発電促進賦課金		kWh/年	4.18 円

#### 4 自己託送

- (1) 受注者は発注者に代わって自己託送実施にかかる必要な申請を広域機関等へ提出し、令和9年4月1日迄に自己託送を開始できるよう取り計らうこと。なお当該申請にかかる費用は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は発注者に代わって必要な電力需給の運用及び広域機関への需給計画の提出を行い、これに係る運用責任を担うものとする。
- (3) 発注者が自己託送における各種計画の報告を求めた場合には、受注者は加工可能な電子データ（例：Microsoft エクセル形式）にて提出すること。
- (4) 自己託送電力における電力使用量の支払いは、3（1）の単価に電力使用量を乗じて料金を算定する。
- (5) 受注者は、需給管理状況を分析したうえで、発注者より示される条件（施設数や託送率など）から、本業務期間中の自己託送追加施設を検討し、令和9年9月末までに、その結果について発注者に提出すること。

提出内容には、次の項目を記載することとし、提出方法は4（2）に準ずる。

- ① 両環境センター及び自己託送実施施設における自己託送計画電力量及び実績電力量の分析結果
- ② 自己託送の追加施設リスト及び選定理由
- ③ 自己託送計画シミュレーション（余剰電力量、自己託送電力量、電気料金試算等）

#### 5 特記事項

- (1) 各月の電気料金算定方法は、基本料金について力率割引または割増しを行う場合、電気料金について燃料費調整を行う場合、または再生可能エネルギー発電促進賦課金の取り扱いや本仕様書に記載のない項目については、東京電力エナジーパートナー株式会社の電気需給約款〔高圧/特別高圧〕（2026年4月1日実施）に依るものとし、これに依りがたい場合は協議することとする。
- (2) 力率は、契約期間中は100%を保持する予定であるので、力率は100%とし提案価格を算定する。
- (3) 燃料費調整は提案価格の算定に考慮しないこととするが、契約後は5（1）に示すと

おり、電気料金の燃料費調整等（東京電力エナジーパートナー株式会社の市場調整ゼロプランにおける当該時期の発表分を適用）を行うものとする。なお、外税業者においては燃料費調整単価等は消費税を除き算出し、他の料金との合計から消費税を算出するものとする。この際、端数処理が生じた場合、別途協議するものとする。ただし、自己託送分には燃料費調整はかからないものとする。

- (4) 受注者は各月の電気使用量（日別・時間帯別）を加工可能な電子データ（例：Microsoftエクセル形式）にて、電子メールで提出すること。
- (5) 両環境センターの発電設備は令和8年度、令和9年度及び令和10年度の容量市場に、アグリゲータを取次事業者として発動指令電源で参加することを予定している。（発動指令が見込まれる時間帯 9時～20時（土曜日、日曜日及び祝日を除く））また、朝日環境センターの発電設備は令和11年度の容量市場に参加予定（令和12年度は不参加予定）であり、戸塚環境センターの発電設備は令和11年度及び令和12年度の容量市場に参加予定である。受注者は、両環境センターが契約容量以上の供給力を提供するため、実効性テストの実施に協力するものとし、自己託送ができない場合には負荷追従電力を各施設に供給すること。
- (6) 今回の提案については鳩ヶ谷衛生センターほか2施設が自己託送できる前提のもと、自己託送電力量及び各料金単価を提案すること。東電PGへ申請した際に自己託送を認められない施設があった場合は、各施設の自己託送電力量及び電気料金単価を改めて発注者、受注者間協議により決定するものとする。
- (7) 発注者は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- (8) 受注者は、前項の規定により損害を受けたときは、発注者に対してその賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間協議により定めるものとする。